# 令和3年 第11回 会津美里町教育委員会議事録

7月定例会

## 令和3年7月定例会

I. 日 時 令和3年7月20日(火) 午前9時

I. 場 所 会津美里町役場 本庁舎 2階 205会議室

I. 出席委員 教育 長 歌川哲由

委 員 小関 れい子

委 員 須田健志

委 員 武藤周一

委 員 明 田 安 弘

I. 出席説明者 教育文化課長 松本 由佳里

教育文化課主幹兼指導主事 金 川 純

教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 福 田 富美代

教育文化課長補佐 渡 部 雄 二

教育文化課長補佐 鵜 川 晃

I. 傍 聴 人 なし

### 令和3年7月定例会次第

- 1. 開会
- 2. 議事録の承認

令和3年第10回会津美里町教育委員会6月定例会議事録の承認について

- 3. 教育長報告
- 4. 審議事項

報告第22号 専決処分の報告について(会津美里町郷土資料館(仮称)整備検討委員の委嘱に ついて)

- 報告第23号 専決処分の報告について(会津美里町学習支援員の委嘱について)
- 議案第59号 会津美里町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則
- 議案第60号 令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価報告書について
- 議案第61号 令和4年度会津美里町立小中学校使用教科書等の採択について
- 議案第62号 就学援助費交付対象児童生徒の認定について

#### 5. 協議事項

- (1)総合教育会議について
- (2) その他

#### 6. 報告事項

- (1)議会7月会議について
- (2) 共催・後援承認依頼について
- (3) 児童・生徒に関すること
- (4) 教職員に関すること
- (5) 生涯学習に関すること
- (6) 教育関係施設に関すること
- (7) 事務局報告事項
  - ①教育文化課
  - ②認定こども園
- (8) その他

#### 7. その他

- (1) 今後の行事予定について
- (2) 次回委員会の開催予定日について
- 8. 閉会

#### ○開会時刻 午前8時56分

#### 1. 開会

教育文化課長 令和3年第11回会津美里町教育委員会7月定例会を始めたいと思います。

教育長 令和3年第11回会津美里町教育委員会7月定例会を始めます。

会期は1日といたします。

出席委員は、委員全員であります。

出席説明者は、松本課長、福田主幹、金川主幹、渡部補佐、鵜川補佐の5名でご ざいます。

議事録署名人は、出席委員全員でお願いいたします。

#### 2. 議事録の承認

教育長 2番の議事録の承認です。

> 令和3年第10回会津美里町教育委員会6月定例会の議事録の承認についてを議題 とします。

御覧になってお気づきの点ありましたらご指摘をいただければと思います。

(「異議なし」の声あり)

異議がないようですので、令和3年第10回会津美里町教育委員会6月定例会議事 教育長 録については、承認とさせていただきます。ありがとうございました。

#### 3. 教育長報告

教育長 教育長報告ですが、6月18日コミュニティ・スクールの検討会、現場の校長先生

方7名を中心に、ワークショップもやりながら有意義な会議をさせていただきまし た。23日には県知事がお見えになり、町長、副町長、議長、私で町のことについて、 お答えさせていただきました。

25日会津教育事務所長が訪問され、教育行政等について懇談をさせていただきま した。様々なことでお気遣いいただいており、今後ともよろしくということでした。 7月1日には新聞報道、テレビ放映にもなりましたが、本郷中で、バーチャル企業 訪問が実施され、主幹と見てまいりました。会津若松市のAiCTに入っている企 業が中心になり、バーチャルで企業訪問するといった会津域内の中学校5校を結び、 オンラインによる面白い企画だったと思います。それから、今日の議題にあります が、7月5日に今年度第1回の会津採択地区協議会が行われました。後でご提案を 申し上げます。

以上でございますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長それでは、教育長報告を終了とさせていただきます。

4. 審議事項

教育長 4の審議事項に入らせていただきます。

◎報告第22号

教育長 報告第22号「専決処分の報告について(会津美里町郷土資料館(仮称)整備検討委員の委嘱について)」を議題といたします。

報告に至った経緯等を含めて、事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第22号「専決処分の報告について(会津美里町郷土資料館(仮称)整備検討 委員の委嘱について)」説明)

教育長 本来であれば6月28日にお願いしなければならなかったものですから、専決処分 させていただきました。

報告でございますが、何か疑問点等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。 報告第22号を終了いたします。

◎報告第23号

教育長 報告第23号でございます。「専決処分の報告について(会津美里町学習支援員の 委嘱について)」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

教育文化課長 (報告第23号「専決処分の報告について(会津美里町学習支援員の委嘱について)」 説明)

教育長 7月1日よりお願いしなければならないということでございましたので、専決を させていただきました。 報告でありますが、何か疑問点等ありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

報告第23号を終了とさせていただきます。

◎議案第59号

教育長 議案第59号「会津美里町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に 関する規則」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第59号「会津美里町立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限

に関する規則)」説明)

教育長 (追加説明)

ご質問、ご意見ありましたらお願いしたいと思います。

なお、この勤務時間は教職員の場合によく言われている最高時間、正規の勤務時間プラス例えば引率で出張した時間とか、部活動とか、そういうのも全部含めた時間ということで管理しなければならないと言われております。

委員 二、三お聞きしますが、先ほどの課長の説明だと、県が示した作りということで すか。

教育文化課長 はい。

委員 気になるのは、第1条の真ん中、特別措置法第2条に規定する教育職員の給与等

の特別措置に関する条例で括弧でくくってあるのです。第7条第1項に規定する勤務時間をいう。次条において同じ。)だと、対象になるのが条例が直接対象になってしまい、条例及びそれ以外の時間と言っているのですが、本来ならば対象になるのが条例そのものでなく、条例に定めるこの第7条第1項に規定する勤務時間をいうのではないですか。だとすると、括弧のとじ方がここに大括弧2つあります。この括弧の先の括弧ではなくて、この第7条の前に来る括弧ではないのかな、改めて。条例そのものの定め方ではなくて、準則はこういう形で定まっているのか、同じでしたか。読み込むのが条例が全体をいってしまう、括弧の中では第7条第1項に規定する勤務時間をと言っているのですが、それなら条例第7条第1項の勤務時間で括弧して、次条において同じというのなら分かるが、条例全体を言ってしまっているのではないかなと。ただ、県と国が言っている流れがこういう定め方だとすると、私の考えが間違っているのかなと、それはそういうふうに定まっているという。

教育長 括弧のくくりですね。確かにそうも読めます。

委員 条例全体を言っているはずがないので、ここの括弧書きはどうなっているのかな というのが気になります。

教育文化課長 県から流れてきたものと、県内他町村で定めたのと併せて確認したところです。

委員 純粋にそういうふうに読めるというので、すごく気になったのです。条例が及び になってしまっているので、そうでなく、本来は第7条第1項に規定する勤務時間 ともう一つという意味ですよね。この定め方でいいのかなと。

2つ目が第2条の先ほど教育長がおっしゃった在校等の等というのが在校だけではないという範疇だということですよね。この説明は特になくてもしようがないということですか。在校だけに限らずという理解をするしかないということですよね。 第2条の2行目の説明はないのですよね。

教育文化課長 そうですね、ここにはないのです。

教育長 このケース、非常に場合分けが多くて、例外が多過ぎるものですから、ここで出ていると思うのですが、例えば行事において修学旅行に行ったりとか、あるいは部活動で中体連大会に引率したりとか、そんなものも全部含めての在校等時間ということなので、多分例示がしにくいということなのではないですか。

委員 言い方悪いですが、ざるに近くなってしまうのではないか。先生方も勤務時間を 遵守することが大事なことであるということを含め、そういう規定であればもう少 し限定的にやるべきではないかなと思っているのですが、この在校等でまずその範 囲を広げているということですよね。

教育長 文科省も例示のしようがないので、在校等時間の把握につきましては、Q&Aで 5ページぐらいにわたって詳細に言っている。だから、こういうのを基にやってく れということしか言いにくいのかなと思っているのです。

委員 同じような疑問が出てくると思うのです。私だけではないと思うので、在校等に することによって範囲が広がる、それでは本来の趣旨と合うのかという話だと思う のです。

3つ目が第2条の原則が例外として2項出てきて、あるいは6か月以内というようなのも、単純に720時間は認めますよと。やはりこの辺もざるではないか。45時間と360時間が本来の考え方ではないですか。それを倍にしてやるわけです。100時間なんて倍どころではないわけです。本当にこの条例とか、法律の趣旨は、先生方の健康を含めた第1条に定めの目的に資するということなのです。これは国の定めだといいながらも、基本的には市町村が決められるわけでしょう。それに倣うしかな

いのは分かりますが、これは本当にざるではないですか。現実的に第1項で、例外 というのが在校等の等を含め、そんなに出すことが是とするなら、何のための規則 なのかという気がするのです。

教育長

委員のご指摘そのとおりだと認識しております。答えにくいところなので、補足します。第2条は国に対して失礼ですが、国が言っている令和時代の日本型教育を推進するためには、繁忙期はこれぐらいやらなければならないのかなというふうな学校現場の実情に合わせて書いたのが多分第2項だと思うのですが、ざると言われればざるでありますが、この中で必要な勤務時間管理をしながら、今までよりは勤務状況を改善していくという方法しかないのかなと思うのです。

委員

これを定めることによって、実態としても改善されるということですよね。というのは、例えば第2項の(1)でも100時間未満と言っているのです。本来は80時間を10時間を超えれば過重労働だと言われているのが100時間というふうに定めているのです。本当に実態として、これで規制できるのですか、現実的に。現場としてそれは可能なのですか。

教育文化課長

毎月各学校からは時間外勤務の調査というのを出していただいているのですが、 やはりたまに繁忙期に100時間を超える方もいらっしゃるのは事実なので、こういっ たところで少しでもそれが抑制されるというか、認識していただいて、少しでも減 らしていただければというところはあるかなと思っておりますが。

委員 大体が土日の部活動ですが、これは違うパターンがあるのです。

委員 私は、第2条第1項、第2項ともに実態がこれできちっと抑制できるのかという ことなのです、定めているではなくて。

委員

法律関係で言うと、別に現場では現状から少しでもこういう規制することによって学校内でも、11時頃までいますから、教頭先生もこれ付き合うというか、以前は朝も6時、5時ぐらいから来ている人もいました。だから、そういう方々に対しても、規制していくというか、現状はある意味では今までは野放図というか、やるだけやる、言うだけ言う、頑張る人は頑張るみたいな感じはあったが、こういうようなものができてきて、少しでも勤務についての是正が校内でも話合いするということ自体が少しずつ改善するところでもあるのかなと。ただ、今までの実態をずばっと切れるかというと、教育現場はなかなかそこまでいかないので、これは推し進めていくことによって、少しずつ改善していくというか、そういうのはあるのではないか、だからQ&Aが5ページにわたるというのは、そういう実態とこれがはざまの中にあるということが現れているのかなと思うので、当たり前のことですが、こういうのができるというのはよいことだと思います。

委員 町で定める場合、県の規定に従わなければいけないのですか。

教育長

冒頭補足申し上げたように、国が給特法という法律で規定し、その勤務時間の上限を超えて働かせることができるのは、国が定めた基準に基づき条例で定めた場合だけです。基準が最初にあるというのは、それに基づいて定めないとオーバーしては働けません。

委員

いろんな業界で時間外が問題になっていて、委員が言うように80時間超えるとやはり過重労働になってくるのです。だから、逆に言うと2条の2項が100時間未満を仮に美里町は80時間未満にしますよということは可能なのですか。

教育長

多分下回ることについては、幾ら下回っても可能なわけです。

委員

下回るのは、ただそれが実態的に合わなくなってしまうと、失ってしまうから、100時間という国が決めた上限を定めておく。でも、実態的にはやっぱり80時間以内に抑えるとか、そういうふうにしていかないと、意外と駄目なのです。今各学校では、今日時間外が発生するかもしれないという職務があるときに、2時間ぐらいとか、1時間半ぐらいとかという通常事前申請をして、校長先生の許可をもらってやるということになるのは、時間外労働の在り方だと思うのです。ただ、結果的に帰るの8時になりました。だから8時ですよということではないと思うのですが、やっぱり時間外労働に対する対価といいますか、対価を払うので、いわゆる2時間やる価値というか、そういったところのことを把握しなければいけない。子供たちが8時までいてやらなければいけない部活だから、8時までやるということもそれはあるかと思うのですが、通常事務的なことにしても、2時間かかります。でも、それ1時間半で終わらせなければとか、そういったことが普通の現場では民間会社なんかもそうですが、やるわけです。そういう時間管理をしておきながら、こういった上限の範囲内でやる。結果的にということを積極的に時間外を減らしていくにやるかやらないかだと思うのです。

教育長

いま委員のおっしゃったことについてですが、教育職員につきましては、ご存じかもしれませんが、いわゆる超過勤務に対する概念がないのです。したがって、もう何十年も前に定めた、給特法で定められている4%の義務教育手当があり、給与の4%を付加するので超過勤務の考え方は全く適用させないような世界なのです。ですから、何時まで残りますなんていう事前審査は当然ないですし、教頭先生がそろそろ帰りませんかと言ってから閉めるような状態が続いておりますので、もう少し不透明なのは、いわゆる明日のための授業の準備と称して、教材研究といいますか、それから勉強します、それが本当に業務に必要な勉強なのか、はたまた自分の教養を高めるための研修に値する境目がないのです。それから、あと自宅持ち帰りというのはカウントしないと、今回在校時間と言っていますが、実際には持ち帰ってやっておられる。非常に国が超過勤務手当にも触れたくないということを前提にしているので、こういう曖昧な規定になっています。

委員 何となく趣旨は分かりましたが、そういうくくりをお聞きして。

教育長 本当にグレー。

委員グレーですね。これなかなか定められないと思うのです。

委員 先生方、超過勤務の考え方が基本的にないそうです。

教育長 ないのです。

委員 それが一番大きい。

委員 朝は6時に来ようが、5時に来ようが、早起きだし、うちにいてもしようがないから学校に行ってという方が多いでしょう。普通の企業だと、時間外労働はみんな5時以降なのです。朝の時間外という考え方はほとんどないのです。だから、中には6時頃来ている人もいるし、8時半ぎりぎりに来る人、まちまちだけれど、朝は無視しているのです。だから、民間企業でもおかしい、朝早く来た人は何も仕事していなくてぼうっとしているので、でもしっかりやっている人もいるので、でもそれは時間外としてやっているのはみんな5時以降です。だから、自由裁量の中での考え方だから難しい。

委員 新たな道筋の第一歩だと考えるしかないのではないですか。

委員 だから、一応規則上は大きなくくりでつくっていくしかないのかもしれないです、 結果的に。

教育長 委員からも指摘ございましたが、これを基に意識して義務化にしていただく。

委員 意識の問題だ。時間外は必要ないものなので。

**委員** 教頭先生も言いやすくなるのではないですか、何時間駄目とか。

委員 だから、こういうことを決めると、もうこれ以下に決まっているのだから、あまりそれを抑えできなくなってくると言いやすくなります。

教育文化課長 括弧につきましては、申し訳ありませんが、再度確認させていただいて、括弧の 位置を確認してからということで。

委員 私の考え方だと読み切れないのです。条例全体を言ってしまったら。

委員 確かにそうしないと、ちょっとおかしくなるかもしれない。

委員 分かりました。条例全部を言っているかもしれないので、私の勝手な思いだけだ から。

教育文化課長 確認させていただいたうえ、必要な訂正をさせていただくことでお願いしたいと 思います。

教育長 1条を適正な管理で福祉になんていうような言葉で大きな言い切りをしているので、ひょっとしたら限定的に定めている条例全体を言っていることもあるかも、給 特条例ですよね、これ。

委員 そうです。給特条例なのです。

教育文化課長 給特条例ということです。

教育長 では、その法令関係の第1条に規定しているひっかかり関係、括弧部分、これに ついてはもう一度精査していただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 いろいろご議論いただきましたが、取りあえずこの規則を定めさせていただき、 これに基づいて各学校において勤務時間の適正な管理をしていただく目安にしても らうということでお願いできればと思いますので、議案第59号についてはご承認 いただいてよろしいでしょうか、修正の上。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

◎議案第60号

教育長 議案第60号に参ります。「令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価報告書について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第60号「令和2年度会津美里町教育委員会点検・評価報告書について」 説明)

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長 ご意見、ご質問あればお願いしたいと思います。

委員 46ページの一番上なのですけれども、きっと前のページで「協力を得られるよう 努めるころができた。」これ「ことができた。」

教育文化課長補佐 「ことが」ですね。すみません。

委員 56ページの一番下なのですが、きっと「今後は、この映像記録活用し」と、「この 映像記録を活用し保存継承」というふうになったと。

教育長 では、誤字、脱字が2点ほどございました。

委員 45ページ、46ページなのですが、解釈の違いだけでちょっと45ページの実績の(3)で、2行目の現段階の意向、要するに生涯学習センターの分館廃止に向けた懇談会を行い、現段階の意向は分館継続を確認したということで、実績が出ていて、右側の上のほうの黒丸の2つ目なのですが、一番下の最後のほう、令和5年度の廃止に向けた施設の整備方針を決定していく必要がある。つまりこれは、地区での説明会はいずれ廃止するけれども、今は分館を継続しますよということを確認して、ただ右側のほうの検討としては、廃止に向けた施設の整備方針を決定していく必要がありますよという課題を向けたということの解釈でいいのですか。

教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 そのとおりでございます。

委員 今は継続しているというのも、いずれにしろ、令和5年度には廃止をするという ことの課題を残したということの考え方でいいわけですか。

教育文化課長 はい。

**委員** つまり継続をしていくことではなくて、あくまでも廃止は決まっている。

教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 そうですね。今年度末をもって廃止をすることについては、共通理解を得ておりますので、ただ現段階というのは、今年度とかまた来年度のうちは今はまだ使っていきたいというところでの継続ということで。

委員 これがどっちなのかなというところが。

教育長 確かに委員がおっしゃったように、これだけ見ると何か壊さないで継続するのだ という誤解を招くおそれがある表現で。

委員 これ分館継続をなくしてもいいのではないですか。聞かれたら答えればいい。

教育文化課主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 分かりました。

教育長 誤解を招くかもしれない。

委員 誤解を招きます、残せという人もいるから。

教育長 では、「分館継続」のこの6文字、削除でよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 お願いします。

そのほかのところございませんでしょうか。

委員

56ページにそのままで書いてあっても本来変わらないとは思いますが、歴史文化の周知と醸成のところの(4)番のところなのですが、前の36ページに、道徳教育の中にも天海大僧正のことを授業のことを言っています。ここで今度は、総合学習として言っているわけです。一つのことを2面で言っているのですが、本当は道徳は道徳の授業の在り方があり、狙いがあり、方法がある。総合学習は総合学習のやり方がある。ですから、道徳のほうに前の天海僧大正を書くのは違うのではないかなというふうにお話ししているところです。ここに書いてある天海大僧正のことを総合学習で今度人物について深めているということについては、56ページ、これはいいと思いますが、前の36ページに書いてあるここにはないですけど、前の本編のほうには36ページにある道徳教育の中に書いてあるのは、やっぱりそれは学校教育です。それは私としては納得いかない記載だなと思います。ですから、ここ56ページに書いてあるほうがよろしいのではないかと思いますので、道徳のほうに書いてあるのは、私としては理解しがたいです。

教育長 これ道徳のほうは削除したのですよね。

委員 していないです。

教育長 していないですか。

教育文化課主幹兼指導主事 道徳の中の郷土の伝統や文化の尊重。

教育文化課長 23ページ、本編の。

教育長 実績の(2)に書いてある中身ですね、23ページ。

教育文化課主幹兼指導主事 項目の中では、道徳の伝統と文化の尊重及び郷土を愛する心の育成という項目にははまることではありましたので、ここを生かしてやったのですが。

委員

やっぱり道徳のほうに持ってくるのはどうしても道徳の教科書と一緒に読本を使 っていってやりますが、実際にはいろんな資料を駆使しながらもっと一生懸命にや っていらっしゃるのです。でも、そのワークシートはどんなところを持っています かみたいなワークシートなのですが、それは道徳になるのだけれども、やっている ことは、いろんな資料、パンフレットを用いながら天海大僧正という人はこういう 時代に生きて、こういうことで会津美里町から出ていくのだよというのは、やっぱ り私は授業を参観させていただいた結論だったのです。ということは、総合学習の 中ではいいと思うのですが、だからといって、では天海大僧正についてのその心や 生き方や知恵を学んだのかとか、それからそれが大きくは郷土愛かもしれないけれ ども、本当は郷土愛という狙いがあって、資料があって、取組があって授業が成立 するわけなので、やはりそれを一緒くたに天海大僧正の授業をやったからといって、 伝統のほうにいくというのは、ちょっと安易な考え方かなと思うので、私としては 総合学習に書かれている56ページのほうが私は理解できるなというふうに思います。 今回は、つくっていくということはあるかもしれませんが、今後はやはり授業を御 覧いただいて、そしてどういうような取組をしていけば道徳の授業になっていくの か、郷土を愛する心の育成にどういうふうな取組をしていけばいいのかというよう なところをもっと考えていただいて、理解したほうが一致しているかなと思います。

教育長

ありがとうございました。参考ということでいただければと思いますが、なお多 分広い意味での道徳という、いわゆる体験的道徳、道徳的実践でそういった広い意 味での道徳教育という捉え方で考えているということですよね、道徳の授業。

教育文化課主幹兼指導主事 道徳科としてではなくて、ここでは道徳教育なので、私としては道徳 教育は全教育活動を通して行うものですから、総合的な内容なのですが、そういっ た意味で広い道徳教育というところでの考えでしたが、委員のほうでそういうふう に考えられていらっしゃるので、誤解を与える文章であったなというところは、明 確にというか、表現を今後考えていきたいなというふうに考えるところでした。

委員

どちらかというと、今後郷土資料みたいなのはあってもいいのかなと。これだけ有名な方を輩出しているわけですから、慈眼さんについてもっと研究するようなところがあって、そこから取り上げた郷土資料というか、そこを慈愛の心、理念とかという感じで、何かそういうふうようなところから郷土資料というのを開発していくこともなかなか難しいかもしれないけれども、そういう方法も今後道徳として書いていくならばいいことではないかなというふうな感じです。

教育文化課主幹兼指導主事 承知をいたしました。今後委員の言われるような方法で表現をしてい きたいと考えてはいるのですが、これはどうしましょう。

教育文化課長 そのようにしていただいて大丈夫ですが、天海さんについて指導授業だけではなくて、副読本の「知ってる?会津美里の歴史」を使って、天海さんのことではない

副読本を使っての授業も各学校でやっていらっしゃるかなとも思いますので、それを用いて現場に行き、地元にこういうのがあるというのを見に行くことも具体的に授業の中で取り組んでいたり、地域を知ろうということで。地域の文化財を見てくるみたいなこともやってはいますので、心豊かな子供の育成の部分については、天海大僧正について指導授業ということではなくて、副読本を活用しての授業というような内容で書かせていただいているところではあります。

委員

そうすると、やっぱり総合学習とか、社会科学習とかというところにつながって いくと思うので、そちらのほうでの記載という形のほうがよろしいかなと思います。

教育長

あと学校の道徳の年間指導計画とかつくっていると思いますから、そこの参考資料として歴史副読本の何ページのどの教材と明記していただきながら触れるとか、何らかの道徳教育に活用していくというふうな学校なりの取組が明記されているような形での実績だったらいいのかなと思いますが、ここは1つやったことを2つ、3つのほうに活用しないということで前回天海さんもあちこちで出てきたので、ご指摘があったところですから、整理としては総合的な学習に整理したほうがいいのではないかということですので、天海さんについてはそんな理解で進めていったほうがよろしいということですね。

では、そのほかのことでございませんでしょうか。

委員

これも特に文章を変えろということではなく、やっぱり伝統文化についてなのですが、伝統文化の無形、有形ありますが、やはり農村とか、漁村の収穫の中で言われてきた宗教とか、しきたりとか、盆踊りとか、虫送りとかも出てくるわけなのですけれども、大きく伝統文化の中にあった伝統工芸も入っているというようなこともあるらしいので、唄とか、そういうばかりではなくて、工芸的なものをこれからの視野の中に少しでも入っていって、例えば昭和村のからむし織だって、あれだけ見れば伝統工芸だけれども、伝統文化の中に入っている。それぞれの地区にあって、そういうようなものも大きい視野でというか、取り上げていかないと、廃れていくのではないかなという気がするので、事務局のほうでも伝統文化について、もう少し広い範囲の中で取り上げていくという方向性は持っていく必要があると思います。以上です。

教育長

全体の話題になりましたが、本郷焼をどこかに入れて、本郷中学校の取組なども ここの中に掲載すべきという意見もありましたので、どこに入れられるか分かりま せんが、分類なども含め、検討いただければと思いますが、ご意見何かありますか。

委員

委員の伝統文化と伝統工芸というのは、実はジャンルが違う、もともと最初のくくりが違う部門が、発想というか、よく分かりませんが、伝統文化と伝統工芸が大きく分かれる最大の理念は所管官庁が違うのです。伝統文化は、どうしても文科省ですが、伝統工芸は経済産業省なのです。だから、どうしてもそこのグレードの高さで分けてしまう。だから、視点をどこかで変えないと、今の伝統工芸はなかなか

伝統文化か何か入れにくいのです。決め方がそういう決め方をしてしまっているので、ただ文章としてそれは伝統工芸が伝統、イコール文化だというくくりにしてしまうと、国が言っている伝統工芸、伝統文化とまた違う話になってしまうので、そこはやっぱり表現変えるしかないが、すごく大事なことだと思うのです。そういうところは継続していかなければいけないことなのですが、伝統工芸というところの切り口は、なかなか伝統文化にイコールするのは難しいと逆に思います。

教育長

場合によっては、キャリア教育の視点から、学校のこちらから見た観点でという ことであれば、キャリア教育に組織化して入れるとか。

委員

視点を変えるしかないということです。

委員

今回の場合、今後のキャリア教育みたいなところでも掲載していただいていると ころがあるような感じがしますが、それは日本として産業省と、それからこっちの 関係という感じで分けてはいるというのはありますけれども、やはり私たちのこの 伝統というところを考えたときに、今日まで生きてきた、生きている、暮らしてい る、そういうところの継続しているというのを次の世代に繋いでいかなくてはいけ ないということでもあります。そういうところから、もう少し教育的な配慮でやっ ぱりまだ町の私たちが生きている本郷だけではないです。それぞれに生きていくと ころで、そういう繋いできているもの、それを大事にしていくというのは、そもそ も大切なことだと思うので、大事なこういう一番の要であるところの、教育委員会 の点検・評価報告書というのは一番大事なところなので、そういうところからだん だん抜けていくということ自身が我々の目からもなくなっていくのではないかなと 危惧されるので、今のそういう組織的なものはあるかもしれないけれど、やはり会 津美里町としてそういう視点で見ていくというところは別にやぶさかではないと思 うので、ちょっと頭の片隅に入れていただいて、これはどうなのかなというふうな ことを瀬戸物ばかりではないですが、それぞれの地域にそういうものもあると思い ます。だから、そういうことを大事にしていくということを視点で私たちが持って いるということは大事なのではないかなと思って見ています。

以上です。

教育長

コミュニティ・スクールでも来年度からスタートしますし、より地域との結びつきの強い学校教育の展開というものが求められるところですから、今委員のそういったところが例えば学校、いわゆる教育課程の編成の中で、地域の伝統工芸とか、文化とか様々なものに根強く結びついていく活動を工夫していただくということも大事な視点かと思いますので、そんなことも含め、校長先生方にも機会があったらお伝えしていきたいなと思っていますし、点検・評価項目というのは、これは結局様々な我々の行政を進める上での計画に基づいて書かれていますので、そこに新たに伝統工芸というのを盛り込むかどうかというのは、今後検討を要するところだと思いますので、その辺は頭の片隅に置いてくださいと委員のご意見ですから、置きながら検討を進めていただければと思います。

教育文化課長 分かりました。それは大丈夫だと思いますが、25ページのキャリア教育の推進の 評価の部分には、本郷中学校の取組でリンゴの摘花と陶芸に対する学習活動という ところでは、上げさせてはいただいているところでございます。

委員 33ページですが、地域と連携する学校づくりの実績の(1)、この中で2行目ですが、学校と地域の連携事業を推進したコミュニティ・スクールとして機能を高めたと、コミュニティ・スクールとしてまだやっていないのに、これが入っているの、これは要らないのではないかと思いました。まずは、その文言を出すというところまでいっているのか。ただ、地域との関わりを深めた学校の機能とか、そういう連携を深めた機能とかやってきたみたいのでいいと思います。コミュニティ・スクールというのは、違うのかなと。

もう一つは、34ページですが、これに関しても、黒丸2つ目のコミュニティ・スクールの導入により学校経営の中心となる人材としてと書いてあるのですが、学校経営の中心はやはり校長なのでしょう。ですから、地域とともにある学校なので、学校を支えるとか、学校経営に参画するとか、そういうことではないかなと。学校経営の中心になってしまったら校長要らなくなってしまうので、意味は分かります。参画していくのだなという、そういう重要人物になりますよみたいなことはあるのですが、やっぱり参画していくとか、そういう文言に変えてはいかがかと。以上です。

教育長 二、三ご指摘ありました。33ページの実績(1)のところ、コミュニティ・スクールとしての機能を高めたというところはちょっと行き過ぎであろうということなので、これについては別な表現に変えなければならないです。学校と地域の連携を促進したとか、結局、学習支援コーディネーターの活躍のことを言いたいわけですね。

教育文化課主幹兼指導主事はい。

教育長 34ページ、黒丸の2つ目、これもコミュニティ・スクールの導入によりというのではなく、導入に向けてとかですか、地域人材の学校経営の参画を積極的に促していく必要があるとか、そんなふうな表現だと、委員がおっしゃった中身と符合するのかなと思いますので、表現の検討をお願いしたいと思います。

そのほかのところでございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 それでは点検・評価報告、ただいまのご意見を基に修正しながらまとめたいと。

教育文化課長補佐 総括を踏まえた課題ですが、委員の皆様からご意見をいただき、A3縦のシートを配付してありますが、左側が皆様からいただいた意見、19ほどございました。 私のほうで似たような内容のものを例えば1番であればリモート学習というような 形でまとめさせていただいたのが右側の事務局案になってございます。19いただいた意見を似たような内容のものを12まで整理させていただいておるのですが、例年ですと、総括を踏まえた課題は5つか、6つなのですが、このまま12でいいのか、もう少しまとめることができるものがあればまとめたほうがいいのかなと思っているところでございます。計画本文には12で載せさせてはいただいてはいるのですが、皆様のご意見をいただければと思います。これはちょっと違うのではないかというご意見もあるかとは思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長

それでは、総括を踏まえた課題について、今事務局から課題を整理し、12までとしたが、このままでよろしいかという件がありましたので、委員の皆様方からご意見をいただければと思います。

委員

全部大事ですが、学校教育、生涯学習、生涯スポーツ、地域文化の振興という4つの柱があるので、それに対して考えていくというのを忘れないようにしたいと思います。その中で、学校教育については、やはり昨年度、令和元年の課題ありましたよね。それが今回の場合は特にリモートとか、そういうので出ると、ちょっとかき消されてというわけではないですが、そういう学校教育の基本になるものを例えば学力向上、学力向上の中に結局今度はタブレットが来たわけです。学力向上やそれから人間性の開発みたいなところからタブレットが1人ずつあって、最適化、一人ひとりの子供たちが自分にとっての最適化された学習ができるというふうなことで配付されてきたわけですから、言ってみればタブレットは一つの道具ですから、知・徳・体のどこの部分についても課題は今後とも崩せないと思うのです。

あともう一つは、教育長が時々まだただつぶやきなのかもしれないが、小中一貫ではないですけれども、小中連携を強めていくというような視点はあるということなので、やっぱり今回本郷小の例をとっても、前の宮川をとっても、会津美里町はすごく荒れているではないですか。ではなぜそうなったのかなといったときに、こども園から連携したものがちょっと最近希薄になってきていたような気がします。今はここ何年か指導主事も入ってきて、少しずつ連携しています。前が悪いというわけではないですが、小中連携、幼小中の連携がやっぱり欠かせないところではないかなと思っているところなので、ちょっとまとまりがなくなってきたのですけれども、一つは4つの柱の中での課題は必要かなと、そこに学校教育なりはもう少し視点は何とかあるのではないかなというふうには、まず柱としてはその辺から持っていく必要があるかなというふうに思います。

教育長

ただいまのご意見に対して何か事務局側からありますか。令和元年度の課題とかがもう見えなくなってしまっているのではないかというご指摘もありましたが、それを新たに起こすというのはどうかという、どんな感じですか。

教育文化課長補佐 確かに委員言われる4つの柱を中心として課題を記載していくというのは重要なところだとは思います。

教育長

そうしますと、12項目ありますけれども、点検・評価の報告書にあるように、4つのくくりでいくとなれば、子ども教育の充実の部分では、例えば1番と3番と5番、6番とか、また後ろのほうだと9番、10番、11番あたり、これをくくりとして書く。その整理はそんなに難しいことではないと、学校教育に関することが前へ出たり、後ろへ行ったりしているので、それをまとめて子ども教育の充実、2番目に生涯学習、生涯スポーツ、そして文化財というふうな形になっていけばいいのかなと思いますので、その数は別にしろ、整理の仕方としてそういうくくりでいいということでよろしいですか。大丈夫ですか。

教育文化課長補佐 大丈夫です。

教育長 これとこれを一緒にといっても、なかなか難しいですよね。これだけ項目を起こ

されてしまうと、どこか一緒にというのはなかなか難しいかなと思うので。

委員

1番目のリモート学習ですけれども、何かリモート学習は今ほど大事になってきているわけですが、結局これはICT活用で教育を充実させていくという一つだと思うので、リモート学習となると、離れたところからのオンラインとか、そういうような学習にということについてのあれなので、もうちょっとICT活用を充実させて学習を活発化していくみたいなところでの使い方なのかなと思ったのですが、リモート学習となってしまうと、リモート学習をしましょうみたいになってしまうと、課題からちょっと離れていくのかなとも思っています。リモート学習は、ICTの中に入るとは思うのですが、その辺があまりリモート学習とかになってしまうと、ちょっと意見が言えなくなってしまう気がします。

教育長

リモートというよりは、確かに I C T 教育の推進とかいうふうな項目の方がいいですね。しかも、これ白丸 2 つありますが、下のほうを上に上げて、タブレットを活用した授業が本格スタートについてまだ十分に実施はできていないみたいなのが一番上にいったほうがいいのかなと思いますけれども。

委員

コミュニティ・スクールについてはやっていかなくてはならないことなので、これは外せないということですよね。

教育長

そうですね。報告書本編のほうにはもう少しコンパクトにまとまってはいますけれども。

特にご意見なければ減らすというよりは、カテゴリー分けをしながら4つのくくりでこれを順序入れ替えながら書き直すということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

ありがとうございました。

では、そのほか点検・報告書についてございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございました。

これをもって議案第60号は一部修正しながら了解いただいたということにさせていただき、可決とさせていただきます。

1時間を過ぎたのですが、ちょっと休憩しますか。いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 15分まで休憩を取らせていただきます。

休 憩 午前10時05分

再 開 午前10時15分

教育長 再開いたします。

◎議案第61号(非公開)

教育長 議案第61号「令和4年度会津美里町立小中学校使用教科書等の採択について」 を議題といたします。なお、会津美里町教育委員会会議規則第16号第1項に基づき、 非公開といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第61号「令和4年度会津美里町立小中学校使用教科書等の採択について」 説明)

教育長 (追加説明)

特にご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

議案第61号については原案のとおり決することといたします。

◎議案第62号(非公開)

教育長 議案第62号「就学援助費交付対象児童生徒の認定について」を議題といたしま

す。

こちらについても、会津美里町教育委員会会議規則第16号第1項に基づき非公開 といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

教育文化課長 (議案第62号「就学援助費交付対象児童生徒の認定について」説明)

教育長 皆様方からご質問、ご意見あればお願いをいたします。

(「なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

議案第62号は原案のとおり可決することといたします。

#### 5. 協議事項

教育長 協議事項に入ります。

教育文化課長補佐 ((1)「総合教育会議について」説明)

教育長委員の皆様方からご質問、ご意見お願いいたします。

委員 会議自体はいつ頃予定されているのか。

教育文化課長 これから日程を取ります。できれば8月、9月は議会が長いので、日程を見なが らかなと思っています。

委員 8月の教育委員会でもう一回議論する時間があるのか、なければ、今大体のところは決めるしかないので、そこを確認したい。

教育文化課長 8月の教育委員会の後と思っていたところではあります。というのは、一度今ここで議題についてお話しいただき、もう一度教育委員の皆さんでお話合いをしていただいた後で、首長側との話合いに持っていかないと無理かなと思っています。

委員 8月の下旬ですね。

教育長 今日議題のあらましを決めていただいた上で、必要な内容、資料等を準備し、8 月定例会にもう一度ご審議いただき、その結果を受けての総合教育会議の開催とい う段取りだそうですので、それでよろしいでしょうか。

#### (「異議なし」の声あり)

教育長

では、内容的にこれも含めたほうがいいとか、これは要らないのではないかとかがあればお出しいただきたいと思います。

ICT教育関係の進捗状況というのは要らないですか。興味のあるところではあると思うのですが。

教育文化課長

ICTの整備状況、各学校でのICT教育の進捗状況という部分でもいいかなとも思ったところですが、資料をそろえまして、あとはこちらから説明して、委員の皆さんや首長側からご意見いただく感じになるのでしょうか、ちょっとそこがどんなふうに進められるのかというのが分からなかったものですから。

教育長

現状について情報提供し、あとは町長サイドから何かリクエストがあれば検討していくということなのかなと思うのですが。

委員

教育委員の立場としては、例えばICTの環境整備が整っていないからこうしてほしいという言い方で総合教育会議にかけるのだと、それなりになるが、ただ状況だけだと、ちょっと物足りない部分があるのですが、ですから例えば環境整備の中で機器の整備とか、環境も含め、それが整って、なおかつ実際の授業にどう使われて、そのときに不足した一例としては、例えばリテラシーとか、先生方が例えば研修の時間が足りないとか、そういった設定の仕方の中でもう少しお金が必要だとかという要望があるのだと、このICTに関しては議題としてもいいと思うが、何かそこが単に現状報告だけだと、ちょっと物足りないかなという気がするのです。ですから、何回もあれば逆に事務局として、我々として議論して、町部局に申し上げるレベルがあるだろうと。

教育長

多分大きく2点あると思うのですが、1点はデジタルコンテンツ等のソフト分野の部分、活用に当たって。それを通ってどのくらい整備できるかというのが大きなところかなということです。もう一つは、今後もっと課題は出てくると思うのですが、学校での利活用はもちろんですが、家庭へ持ち帰った場合の通信環境の整備など、対応をどうしていくかというところを具体的な議論をいただきながら、必要な支援がいただけるのかどうかというのも話してもいいのかなと個人的には思っておるところなのです。いかがでしょうか。主幹どうですか、まだちょっと時期尚早。

教育文化課主幹兼指導主事 いえ、やはり来年度の予算ということを考えていくならば、ここで話 を現状、大体半年をICT、タブレットを含めて活用してきて、課題も見えてきま したので、これを機に課題を提示できるような準備はできますので、やったほうが いいです。課題まとめます。

委員

課題があって、教育委員会として町部局に要求というのはちょっと考えてみましたけれども、話しする背景があるのであれば、ICTに関しても私はしていいと思

いますが、それがなければ例えばあまり単なるここだけではいかないと思います。 課題含めて早急にその課題解決のための対策が必要だとなれば、意味があると私は 思うのですけれども。

教育文化課長

結局予算に絡むかどうかということなのかなと思うのですが、いろんな有効なコンテンツの導入ということでは、多分お金かかることはあると思います。あと指導主事がおっしゃったその課題の中で、どういった部分がいろいろ上がっているのかというのは、私は全部分からないのですけれども、ただあと一つは、ICT支援員ということはあるのかなと思っています。各学校でできれば毎日でも来てほしいと言われていますが高額なので。

教育長 2人で来るからでしょう。

教育文化課長

できれば地元にいる方でICTに詳しい方でお手伝いいただける方とか、例えば 考えついたのは山のIT教室という旧赤沢小学校を借りている人たちはどうかとか、地域人材活用できないかとか、それを安く頼むということではないのですが、そこまでかけなくても有効な地域の人材というのはどうなのかなと思っていたり、そうすれば学校にも1日のうち短時間でも結構頻繁に行っていただけるのかなとか、考えている部分はあるのですが、あと一つは、地域おこし協力隊の制度を利用したらどうだというふうに言う他課の課長もいまして、3年ぐらいですか、その学校のICT支援員やったら、その後自分たちで今度町にICT関係の会社を興したらどうだみたいな、何かそういうことを言う人もいます、中には。それがどこまでできるのかもちょっと分からないところではあるのですが、大学生とかもコンピューター関係に強い若者を会津美里町に引っ張ってきて、その人を有効に活用するというのもいいのではないかという方もいたりはするのですが、方法としてはいろいろあるのかとは思うのです。

委員

今要求しているその支援員の内容というか、というのはどういうことなのですか。 使い方なのか、それともかなり詳しいところまでなのか、山のコンピューターの方 たちでも間に合うレベルなのか、その辺多分幅が広いのかなと思うのですが、適材 適所で配置ができればいいのかなと思うのですけれども、思いつくのは会津大学の 学生なんかはいいのかなと。多分学校でもそういうカリキュラムというのはもしか したらあるのではないかなと思ったりするのですが。

教育文化課主幹兼指導主事 大きく2つあると思います。1つは、コーディネートというか、こういう使い方ができますという提案がまず1つ。そして、その中で提案と教員のやりたい、こういうふうにしたい、こういうことできますよという構想というか、使い方をまずコーディネートとか、そういうことが1つ。もう一つは、実際に使っていくときに技術的に不具合が生じてしまうので、そういう技術的なサポート、この2つが大きくあるのかなと。今は本当に最初のコーディネートというよりは、実際の運用の不具合を改善していってもらっている段階なので、膨らまないのです。やっ

ていることをどんどん定着化していくというところなので、その前の前段階のコーディネートというか、イメージを活用する、そういう方法を提案することがやはり今求められているのかなと。使っていて不具合が出ると授業止まってしまうので、そこに今集中してしまっている、その支援員の方を。というところがありますので、今後はそういう活用の仕方を広げていく、そういう役割が必要、そういう支援員の使い方が今求められているのかなと考えていたところでした。

教育長

実態は、教員のレベルによって違うので、使い方を忘れてしまったというレベルから、もっとこんなふうに使いたいと思うのだけれども、それはこんなふうに使えるのかというレベルもありますし、この方々も学校に入ってもマニュアルをみながら、それをこうやってやるのですよなんていうレベルで教えていることも結構あるみたいですし、この方々にいわゆる学習内容を含めた発展的な使い方を応募して提案しろといっても、それは難しいのではないですか。技術的なところで解決できる。

教育文化課主幹兼指導主事 技術的で終わってしまっているという、もちろん限られた技術しかないので、ずっと1月当たり溜めていって、次来たときに優先順位をつけてという、 そういう使い方。

委員 下手すると、格差ができてしまいますよね、放置をすれば、逆に言えば。

委員格差はできます。

委員 学校ごとです。

委員でも、やはり対策をとっていかなければいけない。

教育文化課主幹兼指導主事 その格差に関しては、2か月に。

委員 格差解消に向けては、もちろん対策はするでしょうが、いずれにしても、何か対 策というか、具体的に動かないと、格差はもしかしたら広がっていく可能性もゼロ ではない、心配しなければいけないということです。

教育長 あとタブレットを使う使わないにかかわらず、格差は当然前提としてはいけないが、あるのは間違いないのですが、今主幹を中心にやっているのは、2か月に1回担当が集まって情報交換しながらこんなふうに使えるとかということをやっていますし、あとはトップ校である宮川小に質問をして、教えてもらいながらオンラインなんかの授業に今普及しているというような状況です。

委員 いずれにしても、総合教育会議に出すのにいいかどうか、次回まで整理をしても らうしかないです。 教育文化課主幹兼指導主事 分かりました。なかなか指導力だとか、そういったものでは解消できないものもありますので、先進市町村によってはもう持ち帰りをしている市町村もあって、そこでも地域格差、つながらないという、つながりやすい地域、つながりにくい地域というところで格差もそういうところも出てきておりますので、なかなか今後は行政と一体になって課題を解決していくべきものかなという点もあります。

委員ということであれば、課題があればなおさら。

教育文化課主幹兼指導主事 課題は山ほどありますので、何とか1つずつ解決を。一歩進むと壁があり、それを乗り越えると、また壁があるという。

教育長 3年ぐらいのスパンで見ていたものを一挙にコロナで1年に短縮したという影響 が今出始めているのかなと思います。

委員 もともと日本には、ソフトというか、やっぱり技術者が足りないとずっと言われ 続けたわけです。それが多分影響しているのだと思うのです、一番。本当に少ない。

教育長 では、これは委員からありましたが、総合教育会議に出すだけのものに値するか というものを含めて、次回資料を基にご検討いただくということで、そのほかのも のについてはよろしいですか。事務局から中身について何か説明補足するものはご ざいますか、資料等でも。

教育文化課長 (追加説明)

教育長 総合教育会議の協議事項に関しての資料の若干説明がありました。 何か皆様方からご質問、ご意見ございますか。

委員 検討を進める事業の中には、適正についてのがありますが、結局こっちとしては、 要望というのはそれこそどういうような要望になるのか。こういうふうにやります よという形なるのか、私なら要望たくさんあるのですが

基本的に総合教育会議というのは、要望するだけの会議ではないので、要望というよりは、現状を理解していただいた上で、長部局からの意見をいただくという場だと思います。これは、こちらサイドで主導するものでも何でもないので、とにかくそういうふうな民意をどう動かして、どんな方向に持っていくかというふうなそのための機会を設けるだけで、今すぐ統合とか、そんな話は全くないので、特に本郷地域は子供減りませんし、しばらく。危惧されるのは、新鶴小学校を考えたときに、令和9年度の入学者が現在9名予定なのです。10年度に何人入るか分かりませんが、今のゼロ歳児からその次来年までの子供たちも含めると、令和10年度に入学する子供たちが7名以下であると、令和11年度に小学校2、3年生で16名以下となって、兼複式が始まる可能性があるというふうな状況です。小規模の危惧される事

案としては、そういうことが令和11年度に発生する可能性があるということなのです。複式になると、結構親御さんが騒ぐ事態は多く出てきますので、それ以前に来年度、再来年度あたりまでの子供たちの状況を見ながら検討を進めていくのが要ではないかなと思います。本郷地域については、小中合わせてずっと300人以上の数が続くので、小中合わせると。かなりの数がずっと維持されていて、すぐに減らすような状況ではないのかなという状況になっております。そんなことも委員の皆様に検討いただくということです。

教育文化課長 本日8月の定例会までにご検討いただければと思い、いろいろ資料としてはご準備しましたので、内容等を見ていただきまして。

教育長 8月に再度。

教育長

教育長

教育文化課長 8月には、ICT関係の資料もお出ししますので、そういった中でということでよろしいでしょうか。

委員 確認ですが、今まではある程度例えば指導主事を導入してくださいというときも、 町との話合いの中で、結構みんなが意見をずっと言ってきたのでというところもあって、指導主事の導入ということをやってきたのですが、そういうようなのだと、 結局教育委員会の意思を一つまとめた形でこうしてほしいみたいなところも結構今 まであったのですが、今回の例えば社会体育施設整備方針なんていうのだと、きっ とばらばらだと思いますが、そういう意見ももちろん今まではある程度がこれでこ ういうふうにしてほしいみたいなのがあったのですけれども、そういうふうなとこ ろでばらばらに意見を申し上げても結構なのですね。

ばらばらの意見を申し上げる機会ではないと思うのです。教育委員会として、町長サイドに説明したり、あるいはお願いをしたりするということだと思うので、我々の意見がまとまっていないと、それぞれが勝手な意見を言うような会議ではないと思うのです。そうなると教育委員会何しているのだという話になりますから。

委員 ただ、今まで例えば社会体育施設についての方針については、私は話をしてきましたが、ほかの委員からは特に話はなかったし、一つに私例えばどういうふうに考えて出したか分からないが、そういうことについてほかの委員の話を聞いたことないし、そこを一つにまとめろと言われても、なかなかそこは難しい、どういうふうな形で来るのかちょっと分からないので。そういう意味でのばらばらな意見ではないですけれども、私の意見を言ってもいいのかというふうなことを今お話ししているわけですけれども、今まで統一されたこともないし、ほかの委員のお話を聞いたこともありませんので、その辺はいかがなのでしょうか。

議題に上がったことがないというのであれば、それはこの場でそういうことはき ちっと話を設けるべきだと思います。教育委員会としての意思決定をある程度して いくことも必要だと思いますから、なかなか言いにくいものを上げないでおくということでも困りますので、何かしかるべきときにきちんと上げて、教育委員会としての方針をやっぱり出していく、それは大事だと思います。

教育文化課長

総合教育会議、通常1時間、1時間半ぐらいの時間で設定させていただいておりますので、できれば議題としては大きくは1つか2つぐらいで、あとは今現在の報告といいますか、こういうことにこれから取り組みますというようなご説明かなというふうに思っていたところではありますので、その大きな議題について、この次の8月の会議のときに委員皆さん方でお話合いをしていただいて、ある程度教育委員会としての意見というか、話をまとめていただいた上での総合教育会議に臨んでいただくというような形かなと思っています。今回今年度1回だけではないので、2回目もございますので、その話合いある程度まとまったものについてお話をしていただくほうがいいのかなと思っています。

教育長

いずれにしろ、8月の定例会の中でもう一回ご議論してもらって、そこで皆様方からご了解いただいた内容で総合教育会議のほうへ持っていく方向でいいですよね。 ありがとうございます。

それでは、時間も経過してまいりましたが、この協議事項の総合教育会議については以上で閉じさせていただきます。

その他、皆様方から何かございますでしょうか、協議内容について。特にございませんか。

(「なし」の声あり)

6. 報告事項((3)、(4) 非公開)

教育長 それでは、ないようであれば6の報告事項に参りたいと思います。

まず、(1)の議会7月会議について、事務局からご報告をお願いします。

教育文化課長 ((1)「議会7月会議について」資料により説明)

教育長 事務局から資料出ていますが、補足ありますか。

教育文化課長補佐 (追加説明)

教育長ありがとうございました。何か皆様方ご質問ございますか。

(「なし」の声あり)

教育長総合教育会議を中心にして進めていくということで、ご了承をいただきたいと思

います。

報告事項の(2)、共催・後援承認依頼について、事務局よりお願いいたします。

教育文化課長 ((2)「共催・後援承認依頼について」資料により説明)

教育長 特に皆様方からございますか。

(「なし」の声あり)

教育長 共催・後援承認依頼について終わります。

(3) の児童・生徒に関すること、(4)、教員に関すること、事務局より説明お願いします。なお、こちらは会津美里町教育委員会会議規則第16号第1項に基づき、非公開とさせていただきます。

教育文化課主幹兼指導主事 ((3)「児童・生徒に関すること」説明)

((4)「教職員に関すること」説明)

教育文化課長 (追加説明)

教育長 皆様方から何かご質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 (3)、(4)続けてやっていただきましたので、続けて今度は(5)、(6)、事務 局より説明をお願いします。

主幹兼会津美里町公民館長兼図書館長 ((5)「生涯学習に関すること」資料により説明)

教育長 ありがとうございました。

では、報告事項よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長 では、(7)、事務局報告事項2点ございます。担当からお願いします。

教育文化課長 ((7)「事務局報告事項」説明)

教育長 よろしいですか。特に疑問の方がなければ。

委員 2点ありますが、54ページの認定こども園ひかりとなっているのですけれども、 町で発行している移住を勧誘するパンフレットにも認定こども園ひかり、きぼうと なっているのですけれども、そこになぜ私立が入っていないのかなというふうに思ったのですけれども、何か私立というところは要らないのかというのをこの間疑問に思ったところだったのですが、町のパンフレットの中にも同じように本郷こども園と新鶴こども園と一緒に認定こども園ひかり、きぼうになっていたので、疑問に思ったのと同時に、それも私立とかというのは書かなくていいのかというのが1点。それから、もう一つはフッ化物洗口ひかりときぼうとなっているのですけれども、ほかのところは書いていないのですが、やっているのかどうか知りたいです。

教育文化課長

まず、私立についての記載については、申し訳ありません。ずっとやっておりませんで、この報告事項では②ということで、町立ではないという部分で分けていたので、特に私立という記載をしておりませんでした。町のいろんな印刷物について私立と入っていないのがほとんど入っていないと思います。それについては、特に今まで入れていなかったのでというところでしかないのですが。

委員

この間若いお母さんたちと話ししたのですが、そうしたらあれ私立なのだよねといって、私立とどうして書いていないのかなと言っていたものですから、私立と町立は分けていく必要があるかなというふうに思います。

教育文化課長

それについては、今後検討したいと思います。

フッ化物洗口につきましては、全ての小中学校、こども園で実施しております。 この報告事項にそれぞれの園とかで入れるかどうかというところ、あと園の行事予 定なんかによっては休む日もありますが、基本的には全部やっていただくような形 で進めておりますので。

以上です。

教育長 入れているところと入れていないところがあるとややこしいので。

教育文化課長 そうですね。統一するようにします。

教育長 定期的にどこでもやっているものだったら入れる必要はないかなと思ったりもしますので、整理してください。

教育文化課長 分かりました。

教育長そのほかございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

教育長では、報告事項については。

教育文化課長 行事等についてどの辺を入れるかという部分をもうちょっと明確に基準というか、

決めたいと思います。申し訳ありません。

教育長 書きぶりが違うとなかなか。

それでは、各自で整理していただければと思います。ありがとうございました。

7. その他

教育長 7のその他に参ります。

今後の行事予定について、事務局から説明をお願いします。

教育文化課長 前回ご審議いただきました会津美里町立小中学校学習用タブレット等貸与規程に ついてでございます。第3条、貸与対象者ということで、会津美里町就学援助費交

付要綱に基づく就学援助を受けている世帯の者で、貸与を希望する者というふうに 入れてあったのですが、やはり就学援助を受けている世帯の者だけではなかなか難 しいところがありますので、この部分を削除しまして、このような形で通信環境が

整っている世帯で貸与を希望する者という形にさせていただきたいと思います。

教育長 通信環境が整っていない世帯で。

教育文化課長 整っていない世帯。

教育長 あと裏面もありました。校長が別に定めるということで、校長と明記したという、

教育委員会だけでなくて。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長 貸与規程の変更ということで、特にご意見なければこのようにさせていただきた

いと思います。

では、最後にその他行事予定等についてお願いします。

教育文化課長補佐 ((1)「今後の行事予定について」資料により説明)

教育長
次回の開催予定について、事務局からお願いします。

(日程について協議)

教育長 予定されたものは以上でございますが、皆様方から何かありますか。

(「なし」の声あり)

教育長 なければ事務局にお返しします。

8. 閉会

教育文化課長 たくさんの議案、ご協議いただきまして、ありがとうございます。長時間にわたって慎重審議いただきました。

次回は8月19日午後1時半からお願いしたいと思います。

令和3年第11回会津美里町教育委員会7月定例会を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

○閉会時刻 午前11時26分